

・ 市役所の福祉課窓口で主にどのような仕事をしているのか？

(社会福祉課組織図)

社会福祉課	庶務係	民生児童委員協議会に関すること
		傷痍軍人等援護に関すること
		戦没者遺族等援護に関すること
		老人保護措置に関すること
		日本赤十字社に関すること など
	障害福祉係	身体障害者福祉に関すること
		知的障害者福祉に関すること
		精神障害者福祉に関すること
		心身障害児通園事業に関すること
		特別児童扶養手当に関すること など
	生活保護係	生活保護に関すること
		医療保護に関すること
		介護保護に関すること など

・ 交付している手帳の種類（知的、身体、精神）の種類と、それぞれのメリット、デメリットなどが知りたい。

☆身体障害者手帳

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由など、身体機能に永続する障害がある人に交付されるもので障害の程度によって1級（重度）から6級までの区分がある。県が交付。

☆療育手帳

知的障害または発達障害のある人に対して、一貫した指導や相談等の障害福祉サービスを受けやすくするために交付されるもので、18歳までに知的障害等が発現した場合が対象となり、障害の程度によってA（重度）とB（中・軽度）に区分される。県が交付。

☆精神障害者保健福祉手帳

精神疾患のため日常生活や社会生活への参加に困難をきたすなど、一定程度の精神障害の状態にある方に交付されるもので、障害の程度によって1級（重度）から3級（軽度）までの等級に区分される。県が交付。

手帳所持のメリットについて

- ・ 税制の優遇措置（住民税、所得税、自動車税、軽自動車税など）
 - ・ 公共交通機関の運賃割引（JR、バス、航空、タクシー等）
 - ・ タクシー、バス、船舶券交付
 - ・ 有料道路割引
 - ・ 補装具、日常生活用具の給付
 - ・ NHK放送受信料の免除（全額、半額）
 - ・ 携帯電話料金割引
 - ・ 障害者福祉給付金の支給
 - ・ パーキングパーミットの交付
 - ・ 障害年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当等の経済援助
- ※それぞれ障害の種別、程度等により異なる

視覚障害 1級

- 1. 所得税・住民税**
 - ☆特別障害者控除及び 給与所得者は勤務先
 - 同居特別障害者扶養控除が 自営業者は税務署へ
 - 受けられます 所得税がかからない人は税務課へ
- 2. 自動車税**
 - ☆身体障害者本人又は身体障害者と生計を同一にする者が運転し
 - 障害者本人の名義 (18歳未満については保護者の名義) でもつ
 - ばら当該身体障害者の用に供する自動車又は軽自動車にかかる
 - 税金が免除になります。(但し、減免可能な車両は1人1台のみ)
 - 減免には手続きが必要です。
 - 自動車税→地方局税務課
 - 軽自動車税→市役所税務課
 - 自動車取得税→運輸支局及び軽自動車検査協会内県職員駐在員
- 3. 運賃割引**
 - ☆JR運賃 本人と介護者の普通乗車券・定期乗車券・回数券・
 - 急行券が半額
 - (但し単独での乗車は、乗車区間が100kmを越える場合に限る)
 - ☆バス運賃 本人と介護人が半額
 - ☆航空運賃 本人と介護人に割引あり (国内線)
 - (割引率は、搭乗区間・航空会社によって異なります)
 - 以上、料金を支払うとき手帳を提示して割引を受けてください。
 - ☆タクシー ・1割引制度
 - ☆外出支援制度 タクシー・バス・船舶の中で都合の良い
 - チケットを一冊お渡しいたします。
- 4. 有料道路割引**
 - ☆本人乗車の場合50%引 (運転は介護者で可)
 - 車検証・障害者手帳を持参して下さい ETCシステムをご利用の
 - 方は本人名義の ETCカードとセットアップ証明書も持参下さい。
 - (但し車は個人名義のものに限ります)
- 5. 自立支援医療**
 - ☆角膜移植術等を指定医療機関で受ける場合該当します。
 - 医師の「意見書」が必要です。(所得制限あり)
- 6. 重度心身障害者 医療費助成**
 - ☆これからの医療費が無料になります。
 - 障害者手帳・保険証・認印を持参の上、市民課6番窓口へ

7. 補装具

☆盲人安全杖・義眼等を障害に応じて給付します。

購入前にご相談下さい。(自己負担は原則1割。上限設定あり)

8. 日常生活用具

☆盲人用時計・体重計・体温計・テープレコーダー・点字図書等を障害に応じて給付します。購入前にご相談下さい。

(自己負担は原則1割。)

9. NHK 放送受信料

☆本人が世帯主で契約者の場合半額免除となります。なお、契約者・世帯主に関係なく世帯全員が非課税の場合は全額減免になります。

10. 盲人ガイドヘルパー

☆世帯に付き添いがいない視覚障害者が、公的な外出をする場合ガイドヘルパーの派遣をします。

11. 携帯電話料金

☆本人名義の携帯電話を持たれている方は、手帳・印鑑など持参し各事業所の窓口で手続きしてください。

12. 障害者福祉給付金

☆年額5,000円を給付します。
手帳・印鑑・振込金融機関名口座番号がわかるものを持参して申請してください。

13. パーキングバミット

☆身体障害者等駐車場利用証の交付が出来ます。
(注) 介護保険制度と重複する制度については、介護保険制度が優先となります。

以下の制度は、一定の条件を満たす場合に受けられるものです。

14. 障害年金

国民年金加入者は市民課4番窓口へ
厚生年金加入者は年金事務所へ

15. 特別児童扶養手当 障害の内容や心身の状況によって制度を受けられるかどうか
特別障害者手当 決まります。

問い合わせ先

八幡浜市役所 社会福祉課 障害福祉係

TEL (0894) 22-3111 (内線1174)

FAX (0894) 24-7700

※詳細は電話にてお問い合わせ

療育手帳所持者の福祉便覧

平成28年4月1日現在

○は全部 △は一部該当

区分	名称	制度内容	要件	手続き先	手帳	
					A	B
医療	重度心身障害者(児)医療費公費負担	医療負担の自己負担分を助成。	手帳に赤字で医該当と記載があるもの。受給者証の交付を受ける	八幡浜市役所 市民課	○	△
	障害基礎年金	1級・月額81,260円支給 2級・月額65,008円支給	20歳以上。精神保健指定医の認定診断書が必要。所得制限あり		○	○
経済援助	特別児童扶養手当	1級・月額51,500円支給 2級・月額34,300円支給	施設入所者を除く20歳未満の障害児の保護者に支給。所得制限あり	八幡浜市役所 市民課	○	△
	特別障害者手当	月額26,830円支給(20歳以上)	施設入所者を除く常時介護を要する		△	△
	障害児福祉手当	月額14,600円支給(20歳未満)	重度障害者。所得制限あり		△	△
	福祉給付金	毎年7月に5~6千円の給付金を支給	申請が必要。施設入所中の場合は該当しない場合有。		○	○
	心身障害者扶養共済制度	保護者が加入し、加入者が死亡等になった場合に、障害児(者)に一口2万円の終身年金を支給	保護者が加入時に65歳未満であること。掛金を一定期間支払うこと。		○	○
家庭生活支援	障害福祉サービス	ショートステイ(短期入所)・ホームヘルプ(居宅介護)・グループホーム(共同生活援助)等のサービスを受けられる	障害支援区分の認定を受ける必要があるため、事前に社会福祉課に相談が必要	八幡浜市役所 社会福祉課	△	△
	日常生活用具の給付	おむつ・ヘッドギア等の日常生活用具を給付。所得による費用負担あり			△	
	相談支援事業	障害者福祉サービスや福祉機器、住宅改修等の利用支援や助言等を行う		大洲育成園・希望の森	○	○
	生活福祉資金の貸付	技能習得・修学・療養資金等を低利・無利子で貸し付ける	原則市民税非課税程度の世帯。その他いくつか条件あり	八幡浜市 社会福祉協議	△	△
税の減免	相続税の減免	法定相続人である障害者が相続により財産を取得した場合に減免。		八幡浜市 社会福祉協議	○	○
	所得税の減免	特別障害者控除(A)。障害者控除(B)。同居特別障害者扶養控除。		八幡浜市役所 税務課	○	○
	住民税の減免	特別障害者控除(A)。障害者控除(B)。同居特別障害者扶養控除。		八幡浜市役所 税務課	○	○
	軽自動車税	障害児・者と生計を一にする者が取得・所持し、障害児・者のために利用する自動車について減免。障害児・者1人につき1台		南予地方局八幡浜支局	○	
	自動車税	障害児・者と生計を一にする者が取得・所持し、障害児・者のために利用する自動車について減免。障害児・者1人につき1台		愛媛陸運支局	○	
	自動車取得税	障害児・者と生計を一にする者が取得・所持し、障害児・者のために利用する自動車について減免。障害児・者1人につき1台		郵便局・金融機関	○	○
	少額貯蓄非課税制度(マル優制度)	少額預金の利子が元本又は額面350万円まで非課税になる		各信託銀行	○	○
交通機関の割引	贈与税の非課税	個人が特別障害者扶養信託契約により財産を信託銀行等に信託する場合、6,000万円までは贈与税が非課税となる。		各信託銀行	○	○
	バス・電車運賃の割引	本人及び介護者とも5割引 本人のみ5割引		乗車時に 手帳提示	○	○
	タクシー運賃の割引	1割引			○	○
	JR運賃の割引	本人と介護者1名5割引。単独の場合は100kmを超える場合、本人5割引 100km以上の場合に本人のみ5割引		切符・乗船券・ 航空券の販売 窓口で手帳提示	△	△
	旅客船運賃の割引	単独の場合は2等級のみ5割引、介添人同伴の場合は全等級で5割引			○	○
	航空運賃の割引	本人、介護者とも25%割引 本人のみ25%割引	12歳以上		○	○
	有料道路の通行料金割引	登録した車で介護者が運転し、本人を乗せた場合に5割引	障害者と生計を一にする者所有の自動車1台を登録。営業用自動車は除く	八幡浜市役所 社会福祉課	○	○
就職	タクシー・バス・船舶券交付	市内のタクシー・バス・定期船の利用料金を一部助成	年度に一度申請に応じて券を支給。年度途中なら残りの月分のみ支給	八幡浜市役所 社会福祉課	○	○
	就職相談	職業紹介、職業指導などを業務とし、障害者の専用窓口を設置。		ハローワーク	○	○
	職業能力等相談	職業評価(相談、職業リハビリテーション計画の策定等)・職業指導の他、職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援、職業準備支援を行う(要事前予約)		愛媛障害者職業センター	○	○
	就業生活相談	就業等の相談受付、就業準備訓練の斡旋等、就業生活の支援を行う		えひめ障害者職業・生活支援センター	○	○
その他	成年後見制度	財産管理や契約等の法律行為に関し、判断能力の不十分な障害者を保護・支援する		家庭裁判所大洲支部	○	○
	NHK受信料減免	受信料を全額免除	世帯員のいずれもが市民税非課税世帯	八幡浜市役所社会福祉課	△	△
	福祉サービスの利用援助	福祉サービスの利用援助、金銭管理や重要書類の預かりを行う。利用料が必要		八幡浜市社会福祉協議会	○	○
	公共施設の使用料等の減免	常設展(県美術館等)のみ無料。その他公共施設で割引のところがある		受付で手帳を提示	○	○
	福祉定期	郵便局、銀行等金融機関で年度毎に独自に設定。金利が少し高い		郵便局・金融機関	○	○
青い鳥郵便葉書	葉書20枚を無償配布	毎年4/上~5/下旬頃受付	郵便局	○	○	
携帯電話基本使用料割引	基本使用料等が割引される		携帯電話会社	○	○	

※詳しくは八幡浜市社会福祉課 障害福祉係、又は各手続き先に問い合わせてください。

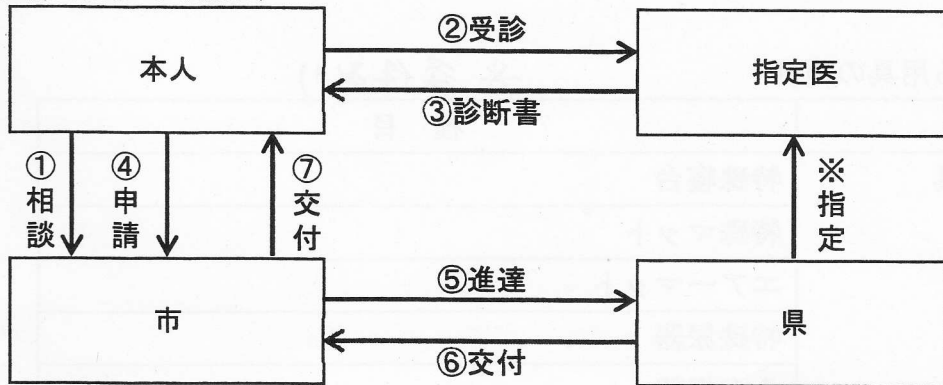
精神障害者保健福祉手帳による福祉制度・サービス（八幡浜市版）

制度・サービス	対象者	内容	申請窓口
タクシー・バス・船舶チケットの交付	1・2級 (八幡浜市に住民票のある方)	1,100円/月分のチケットの交付をします。 ※ 船舶は大島定期船のみ ※ 八幡浜市内の業者のみ	市役所社会福祉課
障害者福祉給付金	1～3級 (八幡浜市に住民票のある方)	以下の額を年に一回（7月末）、給付します。 1級：5,000円/年 2級：4,000円/年 3級：3,000円/年	市役所社会福祉課
NHK放送受信料	1～3級	手帳の等級や住民税の課税状況によって免除があります。 全額免除：手帳所持かつ、世帯全員が住民税非課税 半額免除：手帳1級かつ、手帳所持者が世帯主	市役所社会福祉課
パーキングパーミット制度	1級	身体障害者用駐車場を利用しやすいするための利用証を交付します。5年毎に更新が必要です。	市役所社会福祉課
障害年金		障害の程度や加入されている年金等により判断基準が異なります。手帳の交付を受けても障害年金の障害程度には該当しないこともありますので、詳細については担当窓口での相談が必要となります。	市役所市民課年金係
税制の優遇措置	所得税	1～3級 又は本人を扶養している方 控除額に以下の額が加算されます。 1級：40万円 2・3級：27万円	税務署、勤務先の給与担当
	住民税	1～3級 又は本人を扶養している方 控除額に以下の額が加算されます。 1級：30万円 2・3級：26万円	市役所税務課
	相続税	1～3級 障害者が相続した場合の相続税から以下の額が減額されます。 1級：(85歳-相続時の年齢の差)×20万円 2・3級：(85歳-相続時の年齢の差)×10万円	税務署
	自動車税及び自動車取得税の減免	1級かつ自立支援医療費受給者 又は本人と生計を一つにしている方 本人の通院、通所、通学または生業のために使用する自動車の自動車税や自動車取得税が減免されます。	普通車：地方局 軽自動車：市役所税務課
タクシー料金	1～3級	1割引 ※タクシー会社によって割引適用がない場合があります。	
バス運賃	1～3級	5割引 ※伊予鉄道、宇和島自動車、瀬戸内運輸、JR四国バス会社が運行する県内路線バス	
公共施設利用料減免	1～3級 本人と介護者1名	以下の施設で入場料などの割引があります。 ★総合科学博物館 ★歴史文化博物館 ★県美術館 ★とべ動物園 ★南予レクリエーション都市公園 ★えひめこどもの城	各施設 ※ 市町によっては公立施設の利用料や入場料を割引している所もあります。
電話番号案内利用料の減免	1～3級	本人名義の固定電話に限り、番号案内利用料が無料になります。	NTT
映画館の割引	1～3級 本人と介護者1名	入場料の割引をしている映画館があります。各映画館で確認して下さい。	映画館
携帯電話利用料の割引	1～3級	基本料金や通話料などが割引されます。事業所によって割引内容が多少異なります。	NTTドコモ、au、ソフトバンク
がん検診自己負担無料	1～3級	本人と、その配偶者が市民税非課税の方で手帳所持者が対象になります。健診会場で手帳の提示が必要です。	保健センター成人保健係

※ 変更されている場合もありますので、ご利用前に各窓口、事業所等に確認して下さい。

・ 手帳交付の申請は福祉課窓口で良いのか、申請時に必要なもの交付までの期間、更新手続きなどはどうなのか、負担金は？

(手帳交付までの流れ)



☆診断書の修正等がなければ、手帳交付まで概ね2～3週間。

ただし、障害程度に疑義があるとき、障害が法別表に該当しないとき、3歳未満の乳幼児の場合は、愛媛県社会福祉審議会での判定となるため、1か月以上かかる。

☆有期認定の場合は、期限までに更新の手続きが必要。

☆負担金は不要。

・ 家族から吸引器が必要と言われた時はどの様にすれば良いか？申請して商品が届くまでの大まかな期間は？

呼吸器機能障害3級以上もしくは肢体不自由2級以上の方

指定難病患者であって、医師意見書等で日常生活用具の支給について必要性が認められる者

⇒ 八幡浜市障害者日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾患疾病医療受給者証を持っていて、呼吸器機能に障害のある方

⇒ 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付制度

☆上記に該当する身障手帳、受給者証を所持している方は、1～2週間程度で給付可能

☆その他給付の対象となる用具については、別紙参照

八幡浜市障害者地域生活支援事業実施要綱 別表第2

給付の対象となる用具の種目

※ 条件あり

区 分	種 目
介護訓練支援用具	特殊寝台
	特殊マット
	エアーマット
	特殊尿器
	入浴担架
	体位変換器
	移動用リフト
	訓練いす（障害児に限る）
	訓練用ベッド（障害児に限る）
自立生活支援用具	入浴補助用具
	便器
	T字状・棒状のつえ
	移動・移乗支援用具
	頭部保護帽
	特殊便器
	火災警報器
	自動消火器
	電磁調理器
	歩行時間延長信号機用小型送信機
	聴覚障害者用屋内信号装置
在宅療養費支援用具	透析液加湿器
	ネブライザー（吸入器）
	電気式たん吸引器
	酸素ボンベ運搬車
	音声式体温計
	音声式体重計
	音声式血圧計
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）

区 分	種 目
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置
	情報・通信支援用具
	点字ディスプレイ
	点字器（点筆を含む）
	点字タイプライター
	視覚障害者用ポータブルレコーダー
	視覚障害者用活字文書読上げ装置
	視覚障害者用拡大読書器
	視覚障害者用時計（触読）
	〃（音声式）
	聴覚障害者用通信装置
	聴覚障害者用情報受信装置
	人工喉頭（笛式）
	〃（電動式）
	〃（埋込型用人工鼻）
	点字図書
	点字新聞
	人工内耳用電池
	人工内耳用体外機
	福祉電話（貸与）
排泄管理支援用具	糞便袋
	糞尿袋
	紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラン、ガーゼ等衛生用品）
	収尿器
住宅改修費	居宅生活動作補助用具

八幡浜市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱 別表第1

給付の対象となる用具の種目

種 目
特殊マット
特殊便器
特殊寝台
歩行支援用具
入浴補助用具
特殊尿器
体位変換器
車いす
頭部保護帽
電気式たん吸引器
クールベスト
紫外線カットクリーム
ネブライザー（吸入器）
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）

特別障害者手当

1. 対象者

在宅で生活している20歳以上の者であって、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態であるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者。

2. 必要書類

申請書・請求書(窓口にあります)、診断書、印鑑、通帳のコピー等

※各障害の状態に応じた診断書が必要です。社会福祉課 障害福祉係窓口にてお渡ししますので、ご相談ください。

3. 手当月額

26,940円(平成30年4月から)

3ヶ月ずつ年4回支給(2月・5月・8月・11月)

4. 認定基準

次の(1)から(5)までのいずれか一つに該当するもの

(1)令別表第2に掲げる①から⑦までの障害が2つ以上存するもの

(2)令別表第2に掲げる①から⑦までの障害が1つ存し、かつそれ以外の国民年金2級程度の障害が2つ以上存し併せて3つの障害が存するもの

(3)令別表第2に掲げる③から⑤まで(肢体不自由関係(重度の慢性関節リウマチを含む。))の障害が1つ存し、かつ、別紙「日常生活動作評価表」の各項目に該当する点を加算したものが10点以上のもの

(4)令別表第2に掲げる⑥の障害又は病状が存し、絶対安静が必要な状態を有するもの

(5)令別表第2に掲げる⑦の精神障害が存し、別紙「日常生活能力判定表」の各項目に該当する点を加算したものが14点となるもの

※認定基準に当てはまるかどうかは、医師の診断書+認定調査(障害福祉係 調査員が行う)の内容によって判定されます。

(令別表第2)

①	両眼の視力の和が0.04以下のもの
②	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
③	両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
④	両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
⑤	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上げることができない程度の障害を有するもの
⑥	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの ※例 心臓・腎臓・呼吸器・肝臓・血液疾患・その他の疾患です。それぞれ細かな規定がありますので、診断書によって審査されます。
⑦	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(国民年金2級程度の障害)

①	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
②	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
③	平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
④	そしゃく機能を失ったもの
⑤	音声又は言語機能を失ったもの
⑥	両上肢の親指及び人差し指の機能を全廃したもの又は両上肢の親指及び人差し指を欠くもの
⑦	一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢の全ての指を欠くもの若しくは一上肢の全ての指の機能を全廃したもの
⑧	一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
⑨	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
⑩	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
⑪	精神障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(日常生活動作評価表)

	0点	1点	2点
①タオルを絞る(水をきれする程度)	ひとりできる	ひとりできても上手くできない	できない
②とじひもを結ぶ	5秒以内にできる	10秒以内にできる	10秒ではできない
③かぶりシャツを着て脱ぐ	30秒以内にできる	1分以内にできる	1分ではできない
④ワイシャツのボタンをとめる	30秒以内にできる	10秒ではできない	1分ではできない
⑤座る(正座、横座り、あぐら、脚なげだしの姿勢を継続する)	ひとりできる	ひとりできても上手くできない	ひとりでは全くできない
⑥片足で立つ	ひとりできる	ひとりできても上手くできない	ひとりでは全くできない
⑦立ち上がる	ひとりできる	ひとりできても上手くできない	ひとりでは全くできない
⑧階段の昇降	ひとりできる	ひとりできても上手くできない	ひとりでは全くできない

(日常生活能力判定表)

	0点	1点	2点
①食事	ひとりできる	介助があればできる	できない
②用便(月経)の始末	ひとりできる	介助があればできる	できない
③衣服の着脱	ひとりできる	介助があればできる	できない
④簡単な買物	ひとりできる	介助があればできる	できない
⑤家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない
⑥家族以外の者との会話	通じる	少しは通じる	通じない
⑦刃物・火の危険	わかる	少しはわかる	わからない
⑧戸外での危険から身を守る(交通事故)	守ることができる	不十分ながら守ることができる	守ることができない